

## 専門委員会における検討状況について（建築物）

### 1 概要

平成 24 年に横浜市福祉のまちづくり条例（以下「条例」といいます。）が改正され、一定期間が経過し、運用面での課題が明らかとなっています。ついては、運用の改善を目的として、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（以下「施行規則」といいます。）の一部改正及び施設整備マニュアル[建築物編]（以下「建築物マニュアル」といいます。）の一部改正を行います。

### 2 検討方法

推進会議の下部組織として専門委員会を設置し、検討しています。

### 3 専門委員会の開催状況

#### (1) 令和元年度第 4 回

令和 2 年 2 月 27 日（木） ※書面開催

検討内容：敷地内の通路、駐車場、廊下等、便所、ホテル又は旅館の客室  
マニュアル改正案

#### (2) 令和 2 年度第 2 回

令和 2 年 11 月 6 日（金） 15:00～17:15

検討内容：階段、エレベーター等  
マニュアル改正案

### 4 今後のスケジュール（予定）

令和 2 年度

2 月頃 令和 2 年度第 3 回 専門委員会

令和 3 年度

6 月頃 第 47 回推進会議

検討内容：改正整備基準 素案

7 月頃 意見公募（整備基準）

9 月頃 意見公募（建築物マニュアル）

10 月頃 改正整備基準 公布

12 月頃 改正整備基準 施行

改正建築物マニュアル 発行

【参考】専門委員会での検討状況

項目	規則改正概要	規則改正	マニュアル改正	専門委員会		
				R元 2月	R2 11月	R2 2月
①移動等円滑化経路	—		○			●
②敷地内通路	凹凸のない仕上げ【明確化】、段の手すりの端部【明確化】、手すりの形状【明確化】	○	○	●		
③駐車場	機械式駐車場【明確化】	○	○	●	◎	
④出入口	—		○	●		
⑤廊下等	風営法入店禁止施設の子育て設備【緩和・適正化】、凹凸のない仕上げ【明確化】	○	○	●		
⑥階段	エレベーター設置による緩和【強化・明確化】	○	○		●	◎
⑦傾斜路	—		○		●	
⑧EV等	視覚障害者用設備【強化】、出入口の幅【緩和】	○	○		●	
⑨便所	便所の出入口幅【緩和】、乳幼児用便所の適用除外【緩和】、男子用便器のみの便房【緩和】	○	○	●		
⑩浴室等	—		○			●
⑪ホテル又は旅館の客室	車いす利用者用客室内の便所【明確化】	○	○	●		
⑫客席・舞台	車いす利用者用客席までの経路【明確化】	○	○			●
⑬標識	—		○			●
⑭案内設備	—		○		●	
⑮案内設備までの経路	—		○		●	
⑯視覚設備	—		○		●	
⑰聴覚設備	—		○		●	
⑱誘導設備等	—		○		●	
⑲付帯設備			○			●
⑳乳幼児用設備			○			●
㉑誘導用ブロック			○			●
共同住宅	第1回・第2回の改正内容を反映	○	○			●
表示板	全面改正【強化・明確化】	○	○			●
増築・用途変更	※政令改正への対応を含めて検討中	—	—			●

●検討又は検討予定、◎継続検討

○スケジュール(予定)

	令和元年度		令和2年度					令和3年度										
	2月	...	...	11月	12月	...	2月	...	4月	5月	6月	...	10月	...	12月			
公立小学校等の特別特定建築物への追加に伴う改正について ＜条例改正＞					今回 推進会議				★施行									
小規模建築物に対する基準の緩和に伴う対応について ＜条例改正＞							専門委員会				専門委員会	推進会議		★施行				
運用改善を目的とした改正の検討について ＜規則改正及び施設整備マニュアル改正＞	専門委員会			専門委員会			専門委員会					推進会議				★施行		